

平成29年11月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付けで、再審査請求人に対してした、後記「事実」欄第2の1記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定に基づく老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が死亡したため、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人が亡Aに生計を維持されていなかったとして遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたことから、請求人が、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をしたという事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に亡Aと婚姻の届出をした同人の妻である。
- (2) 亡Aは、厚年法第〇条に規定する老齢厚生年金の受給権者であったが、平成〇年〇月〇日午後〇時ごろ、「ちょっと出かけてくる」と言って家を出たが、夕方になっても戻らなかった。そこで、請求人は、同日、所轄の警察署に亡Aに係る捜索願を提出して、その行方を捜していたが、亡Aから音信等のその生存を示す事実もない

ままに経過していたところ、平成〇年〇月に、後記認定の経緯により、亡Aの死亡が確認された。

- (3) 請求人は、亡Aの配偶者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aに係る遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (4) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「受給権者であった者 Aの死亡当時において、請求者 Bが受給権者によって生計を維持されていたとは認められず、遺族厚生年金を受けることができる遺族に該当しないため。(厚生年金保険法第59条)」という理由で、遺族厚生年金を支給しないとする原処分をした。
- (5) 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張

(略)

理由

第1 問題点

本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡の当時、亡A「によって生計を維持したもの」(厚年法第59条第1項)と認められるかどうかである。保険者は、亡Aの死亡日は、その遺体が発見された平成〇年〇月〇日であり、行方不明となった平成〇年〇月〇日から死亡日である平成〇年〇月〇日までの間、請求人と生計維持関係にあったとは認められないと主張し、請求人は、亡Aは平成〇年〇月〇日に散歩に出かけ、山道を散歩中、誤って崖から転落するなどし、長期間発見されないままとなったものと推測され、生計維持関係を絶とうとして行方不明になったものではない旨主張する。

したがって、本件の具体的な争点は、亡Aが死亡したのは何時かであり、請求人の主張するとおり、亡Aが平成〇年〇月〇日に散歩に出かけ、その頃に死亡したと認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

1 亡Aが老齢厚生年金の受給権者であったこと、亡Aが平成〇年〇月〇日まで妻である請求人と同居し、同日まで請求人が亡Aにより生計を維持していたことは当事者間に争いが無い。

本件記録によれば、次の事実が認められる。

(略)

2 以上の事実関係によれば、亡Aは平成〇年〇月〇日、「〇〇」に行き、散策中、負傷あるいは発病などの事情により戻ることができなくなり、その頃、遺体発見現場の近辺で死亡したものと推認するのが最も自然かつ合理的である。亡Aが所在不明となった状況や遺体の発見場所からみて、亡Aが、所在不明となつてからも長期間にわたり家族や知人に知られることなく生存、生活していたなどということは考えにくいことであり、そのような特異な事態の存在をうかがわせる事情は見当たらない。

以上のとおり、亡Aは、平成〇年〇月〇日頃に死亡したものと推認され、請求人との従前の生計維持関係は、その死亡時まで継続したというべきである。したがって、請求人の裁定請求は容認すべきである。

3 なお、亡Aの戸籍には「死亡日時 年月日不詳」と記載されているところ、「被保険者または被保険者であった人が行方不明中に死亡した場合など死亡年月日不詳とされた場合については、遺体等が発見された年月日をもって死亡日とします。」との照会回答（平成〇年〇月〇日照会票（受付番号〇〇〇〇-〇〇））。以下「本件回答」という。）があり、原処分を行うについては、これが参照されたものと考えられる。しかしながら、本件回答は、その例示に「行方不明中に死亡」とあるように、行方不明という事態が死亡に先行して存在する場合はともかく、本件のように、死亡が行方不明という事態を招いた場合にまで適用されると、請求人において死亡日が行方不明になった時に近接することを確定的に証明しない

限り、生計維持関係が認められないという無理を強いる結果となる。死亡年月日不詳であるからといって、一律に本件回答を適用することには問題があり、その適用範囲は経験則に照らした限界が画されてしかるべきものと考えられる。

4 よって、原処分は相当でないから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。